

平成 25 年 6 月 11 日
第 3 回学務委員会
令和 6 年 10 月 9 日
第 6 回学務委員会

成績評価に係る異議申立てに関する申合せ

成績評価に係る学生からの異議申立てについて、次のとおり定める。

1 成績の開示

学生への成績開示は、学務委員会において定めた日程に基づいて行うものとする。

2 異議申し立ての範囲

学生は、成績評価について次のいずれかに該当する場合は、異議を申し立てることができる。

①成績の誤記入等、明らかに誤りであると思われるもの

②シラバス等によりあらかじめ周知している成績評価方法に照らし、明らかに疑義があると思われるもの

3 異議申し立ての方法

- (1) 成績評価に疑義のある者は、原則として成績開示日から 14 日以内に当該科目責任者に申し出、科目責任者は、7 日以内に回答する。
- (2) この回答にさらに異議を申し立てる場合は、原則として科目責任者の回答があった日から 7 日以内に「成績評価に係る異議申立書」を教務課へ提出する。
- (3) 異議申立書が提出された場合は、学務委員長又は学務副委員長の専決により当該成績の調査を行い、原則として 14 日以内にその結果を文書で回答する。

4 成績の確定

異議申し立てのあった科目の成績評価は、調査終了まで保留とする。

成績評価に係る異議申立書

年 月 日

学務委員長 殿

所 属 名

学 年

学籍番号

氏 名

下記科目の成績評価について、科目責任者からの回答に疑義があるので、異議を申立てます。

記

科 目 名	
科目責任者名	
疑義の内容	

成績評価に係る異議申立書に対する決定書

異議申立人

所 属 名

学 年

学籍番号

氏 名

上記異議申立人から 年 月 日付けで提起のあった成績評価に係る異議申立てについて、次のとおり決定する。

1 決定内容

2 理 由

年 月 日

学 務 委 員 長